

より選挙運動に優劣が生じることを回避するため、国及び地方公共団体が、候補者の選挙運動費用を負担する制度である。

平成4年の公職選挙法改正により都道府県及び市の選挙においても、導入可能となり、本県では、平成7年の統一地方選に合わせ福岡県公費負担条例を制定し導入した。選挙運動用ポスターも対象である。

(2) 選挙運動用ポスターの公営上限額について

選挙運動用ポスターの公営制度は、ポスターの作成に要する費用を公費で負担することにより、候補者の負担を無料とするものである。

枚数及び単価について、それぞれ公費負担の上限額を設定している。

上限額は、公職選挙法第143条第15項において、国政選挙の基準に準じて条例で定めることとされており、福岡県公費負担条例第13条及び第14条に公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)と同じ内容を規定している。

この取扱いは平成27年6月24日現在、47都道府県の全てが同様である。

福岡県公費負担条例の当該条項について、請求人は違法であると主張しているが、同様の事案が争われた裁判の判決(平成26年10月30日福岡高等裁判所。平成27年5月8日に最高裁判所が棄却し確定)の中で「具体的な限度額の設定等は都道府県等の裁量に委ねる趣旨と解される」とされ、また「本件条例13条及び14条は、概ね国政選挙の基準に沿って定められており、その内容が裁量権の範囲を逸脱しているとは認められない。したがって、本件条例13条及び14条が法143条15項に抵触して無効であるとはいえない」と判示されている。

(3) 選挙運動用ポスターに係る公金の支出について

請求人は、請求人のいう「基準額」を超える公費負担に係る支出が違法である旨主張している。しかしながら、ポスター作成費用は、候補者の要求する仕様、ポスター作成業者の判断による企画料により大きく変動すると考えられるところであり、一律に決められるものではない。

したがって、請求人のいう「実勢価格・市場価格」から算定された「基準額」には根拠がなく、これを超える支出が違法であるとの主張は妥当ではない。

同様の事案が争われた裁判の判決(平成26年3月18日福岡地方裁判所。福岡高裁判決に引用)においても、「選挙に際してどのようなポスターを作成するかは本来各候補者が自由に決定すべき」ものであり、また、ポスター印刷の「企画・編集・デザインに要する費用は様々な要因により大きく異なる」とされている。

本件に係る公金の支出は、福岡県公費負担条例、「福岡県議会議員及び福岡県知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程」(平成7年2月福岡県選挙管理委員会告示第6号。以下「規程」という。)及び「福岡県財務規則」(昭和39年福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。)の規定に則り、適正な手続で行ったものである。

(4) 不正請求であるという主張について

以上のとおり、本件支出の根拠条例に違法性はなく、関係諸規定に基づき適切に支

出したものであり、何ら違法又は不当なものではない。また、不当利得の返還請求を怠っているという事実もない。

したがって、請求人が主張するような条例の改正案の提案は行わない。

5 陳述に対する意見

監査対象機関の陳述に対し、平成28年5月30日に請求人から意見書が提出され、その概要は、次のとおりであった。

(1) 福岡県公費負担条例は公職選挙法施行令と同じ内容を規定しており問題はないとするが、国と同じ内容であるということは、「準じて」おらず公職選挙法に反している。「準じて」とは、「本来Aという場合に定められている規定をそれとは多少違うが大体類似しているBという場合にその場合に応じた変更を加えて適用する。」という意味である。国政選挙と福岡県議会議員選挙は公費負担を認めているポスターの種類が違っていて、県議会議員選挙では1種類のポスターしか公費負担の対象となっていない。国の算定式は2種類のポスターを作成するときの費用算定式である。福岡県公費負担条例は「場合に応じた変更を加えて」いないため、「準じた」ことになっておらず、公職選挙法に反する。

(2) 今回請求人が求めているのは、平成27年4月12日執行の福岡県議会議員一般選挙についての行政監査に基づく福岡県職員措置請求である。平成23年4月10日執行の福岡県議会議員一般選挙についての裁判とは、①対象者②返還を求める金額③公費負担の実態が異なるため新たに判定する必要があるものである。何ら過去の裁判に拘束される根拠がない。福岡県公費負担条例には上記(1)で述べたように問題がある。平成23年選挙の判決は当時の弁論・証拠に基づくものであり、今回の住民監査請求とは直接関係がない。

(3) 全都道府県が「国」どおりの公費負担条例であるとしているが、それを証する資料がない。仮に全都道府県が同一であっても、各自治体の財政状況によりその支出は制限されてしかるべきであり、将来的に条例改正することは各自治体として可能である。「最少の費用で最大の効果」を挙げるよう福岡県は本公費負担を運用する必要がある。愛知県の自治体では選挙運動用ポスター公費負担の上限額を引き下げている自治体もある。政令指定都市でも作成枚数の上限はその財政状況を考慮して、国どおりでないところが7都市ある。

(4) 請求人が情報公開請求で入手した資料を分析すると、本件公費負担事業は所期の成果を挙げていない。「最少の費用で最大の効果」をあげるよう運営されていない。結果税金の無駄遣いである。

第5 監査の結果

1 監査対象機関（監査対象所属）に対する監査

市町村支援課及び選挙管理委員会の職員に対し、平成28年5月16日及び5月17日に関係書類の調査及び聴取調査を行った。

2 事実関係の確認

(1) 選挙運動用ポスター作成公費負担制度の概要

ア 趣旨

公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、公費負担制度を採用している。

イ 法的根拠

(7) 公職選挙法第143条第15項

都道府県の議会の議員及び長の選挙について都道府県は、前項の規定（衆議院小選挙区選出議員選挙等）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の（選挙運動用）ポスターの作成について、無料とすることができる。

(4) 福岡県公費負担条例第11条、第13条及び第14条

a 第11条

候補者は、ポスターの作成の公費負担の限度額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が福岡県に帰属することとならない場合に限る。

b 第13条要旨

福岡県は、候補者が契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限り。)を乗じて得た金額を、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合

510円48銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額を

当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合

26円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に557,115円を加えた金額を当

該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

c 第14条

第11条の規定によりポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ、同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数)を乗じて得た金額とする。

(ウ) 規程

選挙運動用ポスター作成公費負担に関して、次の様式を定めている。

- a ポスター作成契約届出書 (第1号様式その3)
 - b ポスター作成枚数確認申請書 (第2号様式その3)
 - c ポスター作成枚数確認書 (第3号様式その3)
 - d ポスター作成証明書 (第5号様式その2)
 - e 請求書 (ポスターの作成) (第6号様式その3)
 - f 請求内訳書 (請求書別紙)
- ウ 事務手続 (支出までの流れ)

(7) 契約届出書の提出 (福岡県公費負担条例第12条、規程第1条)

公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、選挙管理委員会に契約書の写しを添えてポスター作成契約届出書を提出する。

(イ) 確認申請と確認書の交付 (規程第2条及び第3条)

契約の届出をした候補者は、ポスター作成枚数について、ポスター作成枚数確認申請書を選挙管理委員会に提出し、確認を受け、交付されたポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する。

(ウ) 作成証明書の提出 (規程第4条)

契約の届出をした候補者は、ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する。

(エ) 請求書の提出 (規程第5条)

ポスター作成業者は、請求をしようとする場合には、請求書に請求内訳書、ポスター作成証明書及びポスター作成枚数確認書を添えて福岡県知事に提出する。

(オ) 支払い (福岡県公費負担条例第13条)

福岡県は、ポスター作成業者からの請求に基づき、供託物没収点に達していない者を除き、必要書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が契約枚数と公費負担限度枚数、契約単価と公費負担限度単価のいずれも低い方を適用して計算されているかなどを確認して、ポスター作成業者にその支払うべき金額を支払う。

(2) 本件選挙に係る選挙運動用ポスター作成費用に係る公費負担の状況等

ア 選挙運動用ポスター作成費用に係る公費負担の支出までの流れについて

(7) 契約届出書の提出

各候補者から地方書記室に、ポスター作成契約届出書 (契約書の写し添付) 131件の提出があったことを確認した。

(イ) 確認申請と確認書の交付

上記契約届出書の提出があった候補者から、ポスター作成枚数確認申請書131件の提出があり、選挙管理委員会は、ポスター作成枚数確認書131件の交付を行ったことを確認した。

(ウ) 作成証明書の提出

ポスター作成業者のポスター作成の実績に基づき、上記契約届出書の提出があった候補者からポスター作成業者に、ポスター作成証明書131件の提出があったことを確認し

た。

(エ) 請求書の提出

ポスター作成業者から福岡県知事あてに、請求書（請求内訳書、ポスター作成証明書、ポスター作成枚数確認書及び作成したポスターを添付）131件の提出があったことを確認した。

(カ) 支払い

福岡県は、必要書類の有無、請求額の確認、供託物没収点に達しているかを確認し、ポスター作成業者から請求のあった131件に関する選挙公営費負担金について支払いを行ったことを確認した。

(単位：円)

回	支払日	件数	支払金額
1	平成27年6月3日	19	10,074,772
2	平成27年6月8日	16	8,271,336
3	平成27年6月9日	27	17,026,262
4	平成27年6月10日	18	10,354,382
5	平成27年6月16日	21	10,044,666
6	平成27年6月25日	23	12,433,624
7	平成27年7月6日	6	2,413,933
8	平成27年7月17日	1	259,200
合 計			70,878,175

※ 請求人は、公費負担額を超えた部分を含めて支払額として算定しており、また、一部請求書を2枚提出している業者について1枚分のみの額を算定している。したがって、請求人は公費負担額を「70,430,839円」と主張しているが、監査の結果、実際には「70,878,175円」が支払われていた。

イ ポスター作成業者への支払額と選挙運動に関する収支報告書の要旨に記載されたポスター作成費用の公費負担相当額との照合について
上記支払いに係る候補者名及びポスター作成業者への支払額と、平成27年4月12日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成28年3月福岡県選挙管理委員会告示第19号）における候補者名及びポスター作成費用の公費負担相当額を照合した結果、全て一致したことを確認した。

3 判断

請求人の主張、市町村支援課及び選挙管理委員会の説明並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

(1) 請求人は、福岡県が定める公費負担限度額は実勢価格を反映していないので、請求

人のいう実勢価格である「基準額」に基づくべきであり、「基準額」を超えた請求による支払いは違法である旨主張している。

選挙運動用ポスター作成費用の公費負担については、公職選挙法第143条第15項に基づき福岡県公費負担条例及び規程で定められており、これら条例等に基づきポスター作成業者から請求があった場合には、上記第5の2(1)ウ(イ)の確認を行い、請求内訳書記載の作成金額が、限度額の範囲内であれば作成金額を、限度額を超えていれば限度額を支払うこととなっている。

これは、ポスター作成金額が限度額の範囲内であれば公費負担しなければならない旨を定めたものであり、支払いに際し、請求人のいう「基準額」と請求額との比較といった金額の妥当性の審査までは求められていない。このことは、名古屋高等裁判所判決(平成14年1月23日。平成14年7月19日最高裁判所の棄却により確定)に「県が候補者等から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されていることから明らかである。

今回市町村支援課は、条例等の規定に基づき、ポスター作成業者から提出された請求書等記載の単価、枚数及び金額が、定められた公費負担限度単価、公費負担限度枚数及び各候補者の公費負担限度額内であったことを確認した上で支払いを行っており、違法又は不当な支出がなされたとは認められない。

なお、福岡高等裁判所判決(平成26年9月4日。平成27年5月8日最高裁判所の棄却により確定)によれば、「福岡市は、国政選挙におけるポスター作成単価の上限額が、物価等の変動にかんがみ逐次改訂されていることを逐次反映させて同様に改訂させていることが認められる。したがって、福岡市が公費負担限度額につき実際に市場調査を行っていないとしても、本件条例における公費負担限度額を国政選挙と同一の基準とすることにより市場価格を反映したものとなっていることができ、これが法143条15項に抵触して無効であるとはいえない。」とされ、福岡市と同様の規定である本県の条例についても、限度額は実勢価格を反映したのとなつていといえる。

(2) 請求人は、福岡県公費負担条例で規定する限度額は国の算式をそのまま使用しており違法である旨、また、同条例で規定するポスター作成枚数の上限がポスター掲示場の2倍であるのは過大である旨主張している。

福岡高等裁判所判決(平成26年10月30日。平成27年5月8日最高裁判所の棄却により確定)において、「法143条15項は、都道府県は、国政選挙(参議院比例代表選出議員の選挙を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、その議会議員等の選挙運動用ポスターの作成を無料にすることができるのみ規定し、具体的な限度額の設定等は都道府県等の裁量に委ねる趣旨と解されるところ、本件条例13条及び14条は、概ね国政選挙の基準に沿って定められており、その内容が上記裁量権の範囲を逸脱しているとは認められない。また、本件条例13条及び14条により定められる作

成単価が、控訴人の主張する実勢価格を超えていたとしても、直ちに上記裁量権を逸脱しているとも認められない。」と判示されている。

請求人のいう法定得票を得た131人の各候補者それぞれの請求及び支払いについては、いずれも福岡県公費負担条例により定められたポスター作成の限度枚数及び限度額の範囲内で行われており、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

(3) 本件選挙運動用ポスター作成費用の公金の支出に係る支出負担行為及び支出命令の事務手続について監査した結果、財務規則等関係法令を遵守して、適正に執行されていた。

(4) 上記(1)から(3)により、本件選挙運動用ポスター作成費用の公費負担に係る支払いは違法又は不当ではないことから、請求人の主張する公金の不当利得返還請求権は存在しないと判断する。

以上のことから、違法又は不当な公金の支出であるという請求人の主張には理由がなく、本件請求を棄却する。